

新しい法律のご案内

- 公正証書はどんなときに 1頁
- 実在しない日付の遺言は有効? 2頁
- 有期労働契約の新しいルールができました 3頁

公正証書はどんなときに



弁護士
松森 彬

1 公正証書はどんなときに作るか

弁護士は仕事でよく公正証書を作成します。公正証書はどんなもので、どんなときに作っておくとよいかをご説明いたします。

公正証書は公証人が作る文書です。主に次の3つの場合に作成されます。

- ① 債務の承認と弁済の合意（特に分割払いになるとき）
- ② 金銭の貸し借りの合意
- ③ 遺言状の作成

なお、必ず公正証書にしなければならない契約もあり、事業用定期借地権の設定と任意後見契約がそうです。

2 分割払の示談や毎月支払がある契約

公正証書にしておく一番の理由は、金銭支払の債務については判決と同じ効力があることです。たとえば、お金を貸していて返してもらえないとき、裁判を起こして判決を得なければ相手の給料などの差押はできませんが、公正証書を作っておけば、すぐに差押ができます。

そこで、示談金や貸金を分割で支払ってもらうときや、毎月養育費の支払を受けるときは、公正証書にしておくとな法的な効果があります。

3 遺言

遺言は自分で書くこともできますが、後で効力をめぐって争いになるおそれがあります。公正証書遺言にしておくとな本人の意思で書かれたものと推定されます。公正証書遺言の利用は増えており、平成元年は4万1000件でしたが平成24年は8万8156件です。相続については民法に原則が決まっていますので、通常は遺言の必要はあまりないと思います。ただ、次のような場合は遺言をしておく必要性があります。①内縁の妻の場合（内縁の妻には相続権がなく、遺言がないとな財産を渡せません）、②子どもがなく、配偶者にすべてを相続させたい場合（遺言がないとな兄弟にも遺産が相続されます）、③相続人が全くいない場合（遺言がないとな遺産はすべて国庫の帰属になります）などです。

公正証書遺言は相続人以外の人で2人の証人が必要です。弁護士が作成を依頼されたときは、弁護士と法律事務所事務員が証人になります。

4 公正証書を作るとき

公証役場は、大阪市内に梅田、本町、難波など6か所あり、府下では堺、枚方、高槻などに5か所あります。また、京都市内は御池に、神戸市内は元町にあります。本人が行けないときは代理人でも作成できます。遺言の場合は公証人に出張を依頼することも可能です。公正証書についてわからないことがあればご相談ください。

実在しない日付の遺言は有効？



弁護士
高江 俊名

1 2月31日付の遺言

実在しない日付が記載された遺言は、効力が認められるのでしょうか？

例えば、遺言書に平成25年11月31日という日付が記載されていた場合、11月は30日までしかなく、11月31日という日は存在しませんので、その遺言の効力が問題となります。私が最近、実際に経験した件では、平成20年2月31日という日付が記載された遺言があり、その効力をめぐって訴訟になりました（こちらは有効と主張する側）。

遺言は、自分で書いて作成することもできますが、その場合、①遺言の全文を自分で書く、②遺言を作成した日付を記載する、③署名押印をする、という三つの方式を必ず守る必要があります。三つのうちいずれかでも欠けていると、せっかく遺言を書いても無効になってしまいます。2月31日という日付の遺言は、このうち②の日付記載の方式が守られていないのではないか、ということの問題となるわけです。

2 裁判所の判断は？

過去の裁判例を調べてみると、昭和62年は閏年ではないため2月は28日までしかありませんが、昭和62年2月29日という日付が記載された遺言について、その日付は2月末日を記載したものと解釈できるとして、有効とした裁判例がありました。また、遺言ではなく手形に関するものでは、

振出日に昭和29年2月30日と記載された手形について、同様に有効と判断した裁判例がありました。

そのような裁判例に基づき、平成20年2月31日という遺言の日付は、2月末日を記載したものと解釈できると主張したところ、主張が認められ、遺言を有効と認める判決を得ることができました。

3 遺言が無効にならないように

遺言の効力に関しては、遺言の内容が不明確であるために効力が争われることもありますが、最高裁は、遺言の解釈にあたっては、「遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく、遺言者の真意を探究すべきものである」として、遺言者の遺言意思をできるだけ尊重する姿勢を示しています。ただ、他方、最高裁は、遺言の日付が「昭和41年7月吉日」と書かれた遺言について、日付の記載を欠くとして無効と判断しており、その点では厳格な姿勢を示しています。

遺言者が自分で書いた遺言（自筆証書遺言といいます。）については、その効力をめぐって裁判で争われることも多いため、遺言を作成するにあたっては、弁護士に相談されることをお勧めします。より確実な方法として、公正証書遺言にするという方法もあります。公正証書遺言をするには証人が必要ですが、弁護士がその証人になることもできます。

有期労働契約の新しいルールができました



弁護士
柳本千恵

1 有期雇用契約の増加

2014年1～3月期の総務省労働力調査によれば、非正規の職員・従業員（パート、アルバイト、契約社員など）は雇用者全体の37.9%（1970万人）にのびります。この非正規労働者の多くが期間の定めがある有期契約労働者であり、雇用の不安定や正規労働者との待遇格差が大きな社会問題となってきました。

そこで、有期労働契約が反復更新したときに生じる雇止めに対する不安を解消し、労働者が安心して働き続けることができるようにするため、労働契約法が改正され、有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました（①と③は平成25年4月1日、②は平成24年8月10日に施行されました。）。

2 3つの改正ポイント

①無期労働契約への転換

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるようになりました（ただし、平成25年4月1日（改正労働契約法施行日）以後に締結、更新される有期労働契約が通算期間の対象になります。）。

このルールのポイントは、労働者の申込みだけで無期労働契約に転換される点です。使用者が申込みに応じるかどうか

は要件ではありません。

なお、期間の定め以外の労働条件は、原則としてそれまでと同一となります。

②「雇止め法理」の法定化

有期労働契約が何度も更新され、無期契約と実質的に異なる状態である場合などには、更新拒絶（雇止め）について合理性がなく、社会通念上更新拒絶が相当でなければ、使用者は更新を拒むことは許されないと規定されました。

この「雇止め法理」は、実は約40年前から裁判例で認められてきたルールです。過去の裁判例には、雇用期間2か月の労働契約が5回更新された場合（勤続期間10か月）にこの法理が適用されるとしたものがあります。

③労働条件の不合理的差別の禁止

有期契約労働者がしている仕事の内容や責任に無期契約労働者と差がないのに、給料その他の待遇に不合理的差を設けることは許されなくなりました。

不合理的差かどうかは、仕事の内容、労働時間、所属部署における地位等、様々な要素を考慮して判断されます。

過去の裁判例には、正社員と同じ組立ラインに配置され、勤務時間や勤務日数も正社員と同じであった臨時職員らの賃金について、同じ勤務年数の正社員の8割以下となるときは違法であるとされたものがあります。

なお、短時間労働者に適用されるいわゆる「パートタイム労働法」8条には短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止が規定されていますが、改正労働契約法ではこの規定より要件が緩やかになり、適用範囲が拡大されています。

事務所案内

業務のご案内

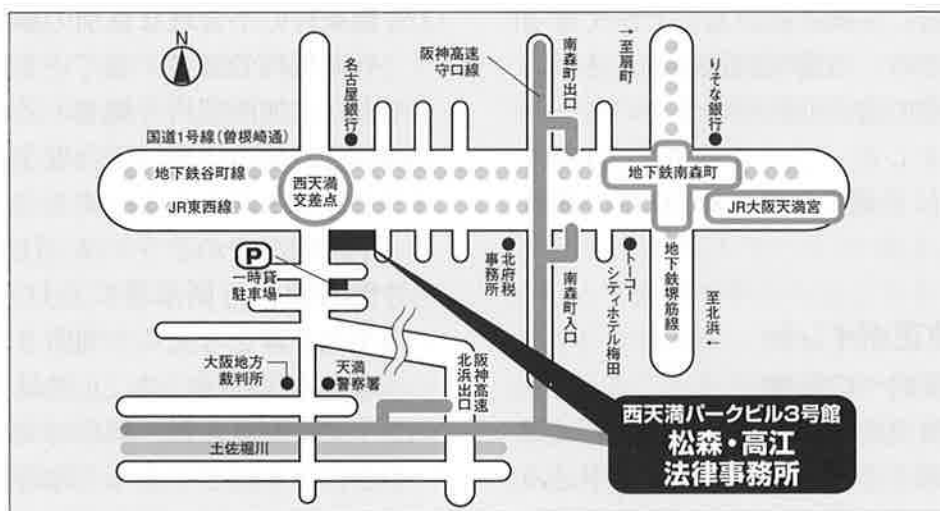
- 業務時間 【平 日】午前9時15分～午後5時30分
【第1・3土曜】午前9時15分～午後0時30分
- 相談は予約制になっております。事前にお電話をお願いいたします。
- 初回相談料 … 30分 5,250円

事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階

地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅②番出口を出て国道1号線を左(西)へ5分

TEL (06) 6364-5010 ・ FAX (06) 6364-2372



ホームページもご覧ください

URL <http://www.mt-law.jp/>

● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】

松森 彬・高江俊名・柳本千恵